平成２２年（フ）第２２１４号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎２丁目14番26号　メルベーユ瀬ヶ崎101
債務者　押木　宏之（旧姓若山）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１６号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代１丁目５番14号
債務者　青木　民夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１７号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代１丁目５番14号
債務者　青木　律子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２８号
さいたま市見沼区大和田町１丁目989番地３戸山ハイツ205
債務者　篠崎　正男
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３８号
埼玉県久喜市桜田３丁目10番50
債務者　臼井智香子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４０号
さいたま市桜区桜田２丁目21番９号、旧住所埼玉県新座市野火止５丁目２番57―304号
債務者　遠藤　幸一
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号
埼玉県川口市大字東内野372番地の11　朝日荘Ｃ棟211号、旧住所埼玉県蕨市塚越２丁目16番11号　月村ハイツ107号
債務者　原田　幸男
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
さいたま市見沼区東大宮１丁目16番地２コーポけやき205号
債務者　長岡　正明
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
埼玉県加須市花崎２丁目19番地８　パークシティ城山Ｃ―105
債務者　仙田　聡明
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
埼玉県加須市花崎２丁目19番地８　パークシティ城山Ｃ―105
債務者　仙田喜代美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
さいたま市見沼区大字片柳1226番地１
債務者　永冨　　攻
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
さいたま市見沼区大字片柳1226番地１
債務者　永冨芙貴子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
埼玉県新座市栄５丁目３番28号
債務者　佐藤美千代
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
埼玉県新座市新座２丁目11番５号　メゾンヤナセ202号室
債務者　弓削　隆二
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2128番地10
債務者　大久保秀道
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５０号
札幌市中央区北７条西12丁目２番地　ベルテ白楊301号
債務者　笹森　崇史
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３４号
札幌市清田区北野５条２丁目２番22号　日光ハイツ306号
債務者　北迫　真博
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで札幌地方裁判所民事第４部